

令和 6 年第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 6 年 5 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和6年5月1日（水）

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

〔 議 案 〕

議案第23号 農地法第3条許可について

議案第24号 農地法第4条許可について

議案第25号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第26号 農地法第5条許可について

議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

〔 報 告 〕

報告第25号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第7号）

報告第26号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号）

報告第27号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）

報告第28号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）

報告第29号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	児 玉 静 雄
4 番	久保田 章 生	5 番	鬼 塚 健 太	6 番	原 恵 子
7 番	川 越 定 光	8 番	金 丸 隆 幸	9 番	徳 地 豊
10 番	川 越 忠 次	11 番	長 友 紘 子	12 番	川 越 正 彦
13 番	長 倉 恭 浩	14 番	岡 原 明 美	15 番	持 原 義 信
17 番	片 上 英 行	18 番	田 中 安 子	19 番	高 間 秀 一
20 番	川 越 達 也	21 番	中 村 和 寛	22 番	外 蘭 香
23 番	蛭 原 安 徳	24 番	松 田 真 郎		

5. 欠席委員

16 番	佐 藤 裕次郎
------	---------

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻	総 務 係 主 事	西 岡 恭 子
総 務 係 主 事	石 三 美 鈴		

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦 

委 員 長 友 紘 子 

委 員 長 倉 恭 浩 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより令和 6 年第 5 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、16 番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、11 番長友紘子委員、13 番長倉恭浩委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等についてタブレットにて資料を御確認ください。ファイルは「04 令和 6 年第 5 回総会議案」となります。

なお、議案につきましては特別な事情がない限り 1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。

総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は 7 議案を審議いただきます。

議案第 23 号「農地法第 3 条許可について」は 12 件でございます。

議案第 24 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 25 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 3 件でございます。

議案第 26 号「農地法第 5 条許可について」は 24 件でございます。

議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 27 件でございます。

議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」は 59 件でございます。

議案第 29 号「令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」は 82 件でございます。

以上、審議件数の合計は 210 件となります。

御説明は以上となります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 23 号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受入となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく3条申請となりました。

4ページの番号74、5ページの番号77が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上、検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの75番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第24号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。

審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号13を御覧ください。

申請人は、宮崎市山崎町在住の農家です。

申請地は、宮崎市下北方町にあります平和台公園から北に約1.5キロの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫として利用していたことから追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の農用地区域となりますが、不許可の例外である農用地利用計画に指定された用途に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用するため土砂の流出はなく、雨水は用水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、そのほかの許可基準も充足していることから追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、そのほかの案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準、一般基準を満たしていることから追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第25号農地法第5条に係る事業計画変更について、7ページを議題とします。

○事務局(領家) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により転用許可後に転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって転用を希望する者があるときには事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号3、4を御覧ください。

本案件は、転用事業者を承継人に変更するための申請となります。

なお、転用申請は9ページの議案第26号、番号83番、10ページの議案第26号、番号84番で別途議案としてそれぞれ上程しています。

次に、番号5を御覧ください。

本案件は、転用実行者を承継人に、用途を植林に変更するための申請となります。

なお、転用申請は12ページの議案第26号、番号94番で別途議案として上程しています。

以上、御審査方、よろしくお願いいたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第26号農地法第5条許可について、8ページから9ページの81番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましても、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。

審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号78を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町在住の個人、受人は新富町在住の個人です。

申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から北東に約800メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である集落接続に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから周辺農地への影響はないものと思われます。

そのほかの許可基準も充足していることから議案として上程しています。

また、同様に第1種農地で集落接続に該当している案件は、番号79です。

なお、番号79の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに申請地の一部を通路として利用していたことから追認申請に及んだものです。

始末書の提出もあり、そのほかの許可基準も充足していることから追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号80を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町在住の個人、受人は宮崎市大字熊野に本拠を置く土木業等を営む法人です。

申請地は、宮崎市高岡町にあります高岡総合支所から南東に約1.3キロの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所として利用していたことから追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は農業振興地域の農用地区域となりますが、不許可の例外である一時転用に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用するため土砂の流出はなく、雨水は自然浸透で処理することから周辺農地への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、そのほかの許可基準も充足していることから追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、そのほかの案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準、一般基準を満たしていることから追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第27号農用地利用集積等促進計画（案）について、15ページから20ページの169番までの新規分、21ページから22ページの43番までの変更分を議題とします。

○事務局（石三） 議案第27号農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が15ページの番号149番から20ページの番号169番までの21件、変更分が21ページの番号38番から22ページの43番の6件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構、耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（持原委員） 151番の渡人の金額が10アール当たりの単価が田んぼにしては高い気がします。なぜこのような価格なのか参考に伺います。

○事務局（石三） 価格設定については、互いの話し合いで決定し、申請されています。詳細については、把握できておりません。

○議長（川越） ほか、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第28号農用地利用集積計画の決定について、23ページから47ページの327番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、6番原恵子委員、20番川越達也委員の退室を求めます。

（6番原恵子委員、20番川越達也委員退室）

○事務局（石三） 議案第28号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、23ページの番号285番から47ページの番号327番の43件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が6件、新規設定が5件、賃借権の再設定が9件、新規設定が23件となっております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

6番原恵子委員、20番川越達也委員の入室を求めます。

（6番原恵子委員、20番川越達也委員入室）

○議長（川越） 次に、48ページから56ページの343番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、24番松田真郎委員の退室を求めます。

（24番松田真郎委員退室）

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、48ページの番号328番から56ページの番号343番までの16件でございます。

また、56ページの番号343番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付けが終わり、売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号334番について、245万円という単価はあっせんの相場を大きく上回っているため、農地法3条の案件ではないかと思おもいますが、何か特別な理由があるのでしょうか。

○事務局（藤岡） 申請番号334番の対象農地について、現在の登記簿上の面積が325平方メートルになっていますが、現況の面積は1,138.32平方メートルになっております。

地籍調査が終了し成果登記を今年中に行う予定になっておりますが、登記簿上の面積はまだ成果登記が終わっていない状況です。実際の農地の現況面積で単価を計算した結果は、反当70万円というふうになっております。

○議長（川越） そのほか、ございますか。

○21番（中村委員） 今の説明ですと、まだ登記が変わっていない状態でもこの売買はできるわけですか。

○事務局（藤岡） 成果登記が終わっていない状態で売買することに関しては問題ないと法務局に確認しております。

○議長（川越） ほか、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

24番松田真郎委員の入室を求めます。

（24番松田真郎委員入室）

○議長（川越） 議案第29号令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、57ページを議題とします。

○事務局（藤岡） 議案第29号令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について御説明します。

お手元の紙でお配りしております別紙の資料を御覧ください。

委員の皆様には、日々の最適化活動や活動記録簿の作成など、大変、御苦労いただきながら様々な御協力をいただいているところです。

こうした委員の皆様の活動について、昨年と同様、5月末までに全委員の前年度の最適化活動の点検・評価を行う必要がありますので、今回、議案として上程させていただきます。

それでは、資料について御説明させていただきます。

こちらは、農業委員、推進委員皆さんの目標と実績を一覧にまとめたものです。去年7月20日の改選を受けて、現行の68名に昨年度退任された14名の方を含む延べ82人全員を掲載しています。

表は、大きく成果実績、左側中央付近と活動実績、一番右側に分かれています。

まず、表左手の成果実績から御説明いたします。

成果実績については、市全体の目標値と実績値を11地区ごとの農地台帳の面積と農業委員、推進委員の人数に応じて均等配分したものとなっております。そのため、同じ地区内の委員の目標値、実績値は同じ数値となり、全ての委員の目標の達成率は全員が同じものとなっております。

なお、市全体の合計については、表の最後にお示した数値となっております。2枚目の一番下、農地の面積の合計が8,140ヘクタールとなっております。

農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目について実績値を記載しており、農地集積は目標を上回ることができませんでしたが、残りの2項目については大幅に上回ることができました。

次に、表右側の活動実績についてですが、こちらは令和5年4月から令和6年3月までの活動記録簿を集計し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっております。

昨年度は、月当たりの目標を11日と設定しておりましたが、目標を上回る活動をされた農業委員、推進委員が38人となっており、全農業委員、推進委員の月当たり平均活動日数が10.7日となっております。

一覧表の説明については以上となります。

最適化活動の点検・評価は、各委員の活動内容について総会での意見を求め、その意見の内容を含めた結果を各委員に通知した後に、個人情報伏せの上で公表を行うこととなっております。

本来であれば、各委員の活動内容について一人一人点検を行い御意見を頂戴するところですが、お時間の都合もございますので、特に御意見がない限りは記載要領に沿って目標の達成状況に応じ、目標に対して期待を上回る結果が得られたなどの既定の文言を記載した上で県への通知、公表を行いたいと考えています。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（持原委員） 活動日数の目標が年々増えておりますが、今後どうなりますか。

○事務局（藤岡） 活動日数の目標に関しては、令和4年度の目標が7日、令和5年度の目標が11日です。令和4年度の実績で皆様の活動の状況が10.38日という結果のため、令和5年度は、11日という目標の設定となっております。今回、国が示している実施要綱も改正され、前年度の実績を上回る日数を目標とする必要がなくなりましたので、令和6年度の目標の設定は、活動日数10日としております。

○議長（川越） ほか、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件について御説明いたします。

ファイルは、「04 令和6年第5回総会報告」となります。

総会報告の2ページを御覧ください。

報告第25号は、農地法第4条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第26号は、農地法第5条第1項第6号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数9件でございます。

報告第27号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第28号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数17件でございます。

報告第29号は、農地法第3条の3「相続等による権利移動について」でございまして、その数26件でございます。

なお、報告第25号、第26号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

また、第27号、第28号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

御説明は以上となります。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見がなければ、報告案件はこれで終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 異議なしと認めます。よって、令和6年第5回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

午後3時46分閉会